

高浜町シニアカー購入補助事業実施要綱

令和8年4月1日

告示第36号

(目的)

第1条 この要綱は、運転免許を保有しない高齢者に対し、自動車に代わる移動手段としての、ハンドル形電動車椅子（以下、「シニアカー」という。）の購入費を補助することにより、高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を整備し、高齢者ドライバーによる交通事故の減少を図るとともに、日常生活における移動手段の確保により、地域コミュニティ機能の維持・充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する運転免許で、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 本人の申請に基づき、福井県公安委員会に運転免許の全部を取消申請することをいう。
- (3) 高齢者 満年齢65歳以上の者をいう。

(補助対象)

第3条 この補助事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている高齢者のうち、運転免許を自主返納した者又は運転免許を保持していない者とする。

(補助金)

第4条 町長は、補助事業の対象となる者でかつ、JIS T9208に適合する新品のシニアカーを購入した者に対し、その代金の1/2（千円未満切り捨て額上限20万円。以下、「補助金」という。）を交付する。

(補助金の申請)

第5条 補助事業対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、高浜町シニアカー購入補助事業実施計画書兼補助金交付申請書（様式第1号）及び指定書類を添えて、町長に申請しなければならない。

らない。ただし、申請は、1人につき1回を限度とする。

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、必要な事項を確認のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、高浜町シニアカー購入補助事業に係る決定通知書(様式第2号。以下、「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 町長は、高浜町シニアカー購入補助金の交付を決定する場合においては、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- 2 前項第1号又は2号の承認を受けようとする者は、補助事業変更・中止承認申請書(様式3号)を提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 申請者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途への使用をしてはならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したとき、補助事業の成果を記載した実績報告書(様式5号)に、収支決算書その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受け、その内容を審査し、適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号。以下、「確定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、高浜町シニアカー購入補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長が、交付を認めたときは、決定した額を申請者が指定した口座に振り込むものとする。

(決定の取消)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があった場合
- (2) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助金の返還)

第13条 申請者は、第12条の規定により決定が取り消された場合は、直ちに補助金を町長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

高浜町シニアカー購入補助事業 取り扱い要領

第 5 条 指定書類とは、運転免許証取消通知書の写し、運転経歴証明書の写しまたは、運転免許未保有宣誓書のことをいう。